定　　款

ＣＲＧホールディングス株式会社

令和元年12月25日最終改訂

ＣＲＧホールディングス株式会社定款

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、ＣＲＧホールディングス株式会社と称し、英文ではＣＲＧ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ　ＣＯ.，ＬＴＤ．と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

（１）労働者派遣事業
（２）有料職業紹介事業
（３）コールセンター事業
（４）マーケティング事業
（５）アウトソーシング事業
（６）コンサルティング事業
（７）イベント事業
（８）ソフトウェア及びハードウェアの企画、開発、制作、販売及び保守事業
（９）知的財産権の実施、使用、利用許諾、維持及び管理事業
(10) 前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機　関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。

２　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、2,181万株とする。

（自己株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第11条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株　　主　　総　　会

（招　集）

第12条　定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条　当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年９月30日とする。

（招集権者及び議長）

第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

２　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（議決権の代理行使）

第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第17条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第18条　当会社の取締役は、６名以内とする。

（取締役の選任）

第19条　当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第21条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

２　代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

３　取締役会は、その決議により取締役の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び上席取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第24条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会決議の省略）

第25条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会規程）

第26条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものの他、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第28条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第29条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任）

第30条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　当会社は、会社法第329条第３項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

４　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（監査役の任期）

第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

３　前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を越えることができないものとする。

（常勤監査役）

第32条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第33条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）

第34条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）

第35条　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものの他、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第36条　監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第37条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第６章　会　計　監　査　人

（会計監査人の選任）

第38条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第39条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第40条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第41条　当会社は、会計監査人との間で、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額とする。

第７章　相 談 役 及 び 顧 問

（相談役及び顧問）

第42条　当会社は、取締役会の決議によって相談役及び顧問を置くことができる。

第８章　計　　算

（事業年度）

第43条　当会社の事業年度は、毎年10月１日から翌年９月30日までとする。

（剰余金の配当）

第44条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

（剰余金の配当等の決定機関）

第45条　当会社は、取締役会の決議によって、剰余金の配当、自己株式の取得に関する事項等会社法第459条第１項各号に定める事項を決定することができる。

（中間配当金）

第46条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第47条　期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。